

令和6年度
学童保育所に入所する
保護者のみなさまへ

狛江市学童保育所

名 称	所 在 地	電 話
上和泉学童保育所	和泉本町 4-7-51 上和泉地域センター内	03-3489-7530
猪方学童保育所※1	猪方 2-7-1 狛江第二中学校内特別活動室	03-3480-9711
松原学童保育所	和泉本町 1-14-3	03-3489-9380
東野川学童保育所	東野川 1-6-3	03-3480-8709
駒井学童保育所	駒井町 1-21-6 狛江第六小学校校庭となり	03-3489-2877

狛江市 児童育成課 TEL:03-3430-1111(代) 内線 2318・2319

※1 猪方学童保育所は増築工事のため令和6年度は、
狛江第二中学校での実施となります。

学童保育所に入所する保護者のみなさまへ

目次

学童保育所について	1
1. 保育時間と休所日について	1
2. 育成料について	2
3. 傷害保険の加入について	3
4. 学童保育所への登所と降所について	3
5. 持ち物・ロッカー備え物について	4
6. 学級閉鎖等になった場合について	4
7. 悪天候等で学校が休校・時差登校になった場合について	4
8. ご家庭から学童保育所への連絡が必要な場合について	5
9. 食物アレルギー対応について	6
10. 子どもの体調が優れない場合について	6
11. 学童クラブ情報メールの登録について	8
12. 大地震等が発生した場合について	10



学童保育所について

学童保育所は、放課後を楽しく安全に生活する場です。

異年齢の子どもたちが生き生きと過ごせるよう、一人ひとりを大切にしながら、いろいろな経験を通して、みんなが育ちあえるよう支援しています。

日々の学童生活の中で子どもたちがお互いに遊びを通してお友達との関わり方や、あそびのルールを学んでいます。

保育園と異なり、基本的に保護者の送り迎えがありません。学童保育所とご家庭との連携が大切になりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、学童保育所には、各所とも正規職員、非常勤職員を配置しています。職員数は、児童数等に応じた人数を配置しています。

※ 学童保育所の入所期間は1年間です。翌年度も継続して入所をご希望される場合は、必ず新年度用の申請手続きが必要です。

※ 保護者が勤務をお休みされる日などは、原則家庭保育をお願いします。

1. 保育時間と休所日について

	学校授業日	土曜日	学校休業日 (三季休業期間含む)
保育時間	下校から午後5時まで	午前8時15分から 午後5時まで	午前8時15分から 午後5時まで
延長保育時間	午後6時45分まで	延長保育なし	午後6時45分まで

- ◎ 学童保育所の休所日は、日曜日、祝日、年末年始などです。
- ◎ 平常は下校から午後5時までです。延長保育の場合は土曜日を除く午後6時45分までです。延長保育を希望される方は、必ず事前に「延長保育届」を学童保育所にご提出ください。
- ◎ 春休み・夏休み・冬休み・学校行事による振替休日などの学校休業日は、午前8時15分からの一日保育となります。
- ◎ 土曜日に保護者の勤務等の都合で学童保育所を利用される場合は、必ず金曜日の午後5時までに連絡帳または電話で、支援員に連絡してください。出席児童がない時には、保育を実施しない場合もあります。
- ◎ 学校事業を除き、習い事やお稽古事後に再登所することはできません。

学童保育所登所初日に提出が必要な書類(新規入所のご家庭のみ)

■ 延長保育届

延長保育を利用するご家庭は、必ずご提出ください。

■ 4月の登所予定表(4月のみ)

■ 降所時間一覧

曜日ごとの、①降所時間(早退・延長の有無)、②降所方法(自力降所又はお迎えあり)等を確認するものです。

■ 緊急時引き取りカード

*上記4点について、入所前に配布しますので、ご記載のうえ、登所初日にご提出ください。

*提出後に変更が生じた際は、必ず学童保育所にご連絡ください。

■ ロッカーに備えておく物

4ページの5.持ち物・ロッカーに備える物について をご参照ください。

2. 育成料について

学童保育所の育成料は、1ヶ月4,000円です。育成料のお支払は、原則口座振替をお願いしています。新規入所者及び年度途中入所の方には、口座振替申込書を内定通知等に同封しております。また、児童育成課でも配付しています。記入済みの申込書・通帳・印鑑をお持ちの上、金融機関にてお手続きをお願いいたします。またパソコン・インターネットでも口座振替の申込みが可能です。詳しくは内定通知書同封のお知らせをご確認ください。

なお、口座振替の登録がお済みでない方には、納入通知書(納付書)にてお支払いいただきます。必ず期限内の納入をお願いします。

【令和6年度分の育成料の免除について】

以下に該当する方は、所定の申請書をご提出いただくと、申請日の翌月から育成料を免除することができます。免除を希望する月の前月末日までに郵送又は窓口にてご提出ください。郵送の場合は、免除を希望する月の前月末日までの消印有効となります。**令和6年4月分からの育成料免除を希望される方は、必ず令和6年3月29日(金)までに申請書をご提出ください。**

●生活保護世帯の方

…令和6年度分の育成料を免除

●令和5年度市民税非課税世帯の方

…令和6年4～6月分の育成料を免除

●令和6年度市民税非課税世帯の方

…令和6年7月～令和7年3月分の育成料を免除

3. 傷害保険の加入について

学童保育所における日常の児童の保育については、支援員が十分に安全配慮をしています。万一の事故に備えて、入所児童に対し市で傷害保険に加入しています。

お子さんが登所・降所中に事故に遭った時は、必ずお早めに学童保育所支援員へお申し出ください。

なお、医療機関にかかる際は、ご自身の健康保険証で診察を受けてください。診断書は原則不要です。

通院を終えた後に、所定の手続きをしていただくことで、傷害保険金が支払われます。1回の通院から適用されます。

保険対象	<ul style="list-style-type: none">・ 学童保育所内での受傷・ 自宅・学校から学童保育所への登所中の受傷・ 学童保育所から自宅への降所中の受傷
保険対象外	<ul style="list-style-type: none">・ 登所・降所の際に友人宅、祖父母宅、習い事など、寄り道をした場合の受傷
保険料	<ul style="list-style-type: none">・ 入院：日額 3,000 円・ 通院：日額 2,000 円

4. 学童保育所への登所と降所について

原則として、学童保育所支援員による児童の送り迎えはいたしません。初めて学童保育所に入所する方は、入所までにお子さんと歩く道(通学路、学校から学童、学童から自宅、自宅から学童)の確認と練習をしておいてください。

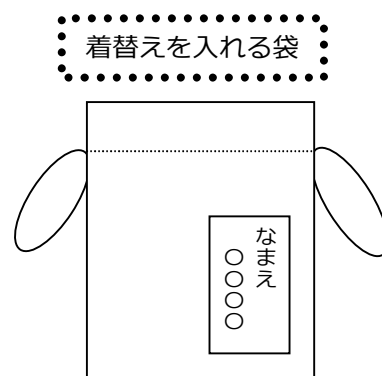
延長時間の児童の降所は、帰路の安全性の向上のため、保護者によるお迎えを推奨しています。ご協力をお願いいたします。

狛江市に警報が発令された場合や災害等が発生した場合など、児童の自力降所では危険であると判断した場合は、保護者によるお迎え等をお願いする場合があります。あらかじめご了承くださいとともに、ご対応をお願いいたします。

なお、自転車での登所は禁止しています。

5. 持ち物・ロッカーに備える物について

毎日持参する物	<input type="checkbox"/> ハンカチ <input type="checkbox"/> 水筒（お茶又は水） <input type="checkbox"/> ちり紙 <input type="checkbox"/> マスク（予備も） <input type="checkbox"/> 連絡帳(早退、欠席、体調等の連絡事項を記入してください。検温表あり)
必ずロッカーに備えておく物	<input type="checkbox"/> 防災ずきん <input type="checkbox"/> 着替え一式(下着、Tシャツ、ズボン、スカート、靴下、ビニール袋) <input type="checkbox"/> 着替えを入れる袋(※右図参照) <input type="checkbox"/> 上履き(※上和泉学童保育所のみ使用) <input type="checkbox"/> 雨具
一日保育の場合の持ち物	<input type="checkbox"/> お弁当 <input type="checkbox"/> 水筒 <input type="checkbox"/> マスク（予備も） <input type="checkbox"/> 学習用具(教科書、手作り問題等) <input type="checkbox"/> 筆記用具



※持ち物には、必ず全てに名前を記入してください。

※連絡帳は、各所のサイズを確認し、各ご家庭でご用意ください。

※1日保育の時はリュックサック、手提げ袋で構いません。

※学童保育所におもちゃなどを持ってくることは禁止しています。

6. 学級閉鎖等になった場合について

◎ 学級閉鎖等期間中は、その趣旨をふまえ、家庭保育とし原則学童保育所の利用は控えていただきますようお願いいたします。やむを得ない理由により家庭保育ができない場合は、別途ご相談ください。

7. 悪天候等で学校が休校・時差登校になった場合について

- ◎ 悪天候(台風・大雪等)で学校が時差登校・休校となった場合は、登所前に学童保育所が開所しているかお電話にてご確認ください。なお、交通事情等で支援員の出勤が遅れることがあります。
- ◎ お子さんが安全に登所するために、登所の際には必ず保護者の方が付き添って支援員へ引き渡していただきますようお願いいたします。

8. ご家庭から学童保育所への連絡が必要な場合について

<p>欠席・早退する場合</p>	<p><u>病気、家庭保育、その他の理由で欠席する場合や、午後5時前に早退する場合は、必ずご連絡をください。</u></p> <p>※ 事前に分かる場合は、連絡帳を利用してお知らせください。</p>
<p>出欠席・降所時間の予定が変更となった場合</p>	<p>出欠席や降所時間の変更等については、連絡帳または電話で保護者の方からお知らせください。電話の場合、学童保育所支援員が出ない場合は、留守番電話にメッセージを残してください。</p> <p>連絡のない欠席や、予定時間にお迎えがない場合には、保護者の方に電話で連絡いたします。</p> <p>なお、保護者の方と連絡が取れない場合には、予定表に基づき対応いたします。あらかじめご了承ください。</p> <p>※ 出欠席等に関する変更は、お子さんからの伝言ではお受けできません。</p> <p>※ 体調不良等で学校を欠席・早退した時も、同様に必ずご連絡ください。学校から学童保育所に連絡は入りません。</p> <p>※ 1日保育の時は9時頃までに登所をお願いします。なお、出勤時間・勤務時間・通院等ご家庭の事情もあるかと思いますので、9時以降に登所の場合は事前にご連絡ください。</p>
<p>学童申込時と家庭状況が変更した場合</p>	<p>保護者の勤務先・勤務時間、住所、姓名等が変更した場合や、申込時の申請内容・児童台帳の情報が変わった場合は、必ずお申し出ください。</p> <p>※ 記載事項変更届をお渡ししますので、変更内容に応じた必要書類とともに、ご提出をお願いいたします。</p>
<p>年度の途中で退所する場合</p>	<p>年度途中で学童保育所を退所する場合は、退所届が提出された月の分まで育成料を負担していただきます。原則、<u>当該月の月末までに退所を希望する場合は、その月の15日（※当該月15日が閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日）までに</u>、学童保育所または市役所児童育成課に退所届をご提出くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、遡りでの退所届の受理はできませんのでご注意ください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所に入所したことを学校の担任の先生にお伝えください。集団下校時の指導、その他日常活動等において、ご配慮をいただいています。 保護者が出張等で一時的に通常の連絡先である職場等を離れる場合も、必ず支援員までお知らせください。児童が急病や外傷を負った際等、緊急時の連絡先として把握する必要があります。

9. 食物アレルギー対応について

狛江市学童保育所では、食物アレルギーのある児童に対し、医師の診断に基づき、保護者と面談・相談の上、学童保育所での対応を決定いたします。

食物アレルギーのある児童の保護者の方は、入所の前に学童保育所へ以下のとおり必要書類の提出をお願いいたします。

【提出必要書類】 ★必ず毎年提出が必要です	
狛江市立 学校の 児童	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校に提出される学校生活管理指導表(アレルギー用)の写し <ul style="list-style-type: none"> ※ 学校でのアレルギー対応がなく学校生活管理指導表を作成していない方で、学童保育所では対応が必要な方は、<u>学校生活管理指導表の内容に準じたアレルギー対応について明記された医師の診断書</u>でも代用可能です。 ● 処方薬の使用に関する説明書・同意書(処方薬のある児童のみ)
狛江市立 以外の学校 の児童	<ul style="list-style-type: none"> ● アレルギー対応について明記された医師の診断書 <ul style="list-style-type: none"> ※ 学校生活管理指導表の内容に準じているもの ● 処方薬の使用に関する説明書・同意書(処方薬のある児童のみ)

【留意事項】

- ・ 食物アレルギーのある児童については、継続入所の場合も必ず提出が必要です。
- ・ 学校と保護者の方とのアレルギー面談日時が決まりましたら、必ず学童保育所にもご連絡ください。学校での面談に学童保育所支援員が同席する場合があります。
- ・ 学校生活管理指導表など医師の診断書の作成が学童保育所の面談日までに間に合わない場合は、事前に学童保育所までご相談ください。
- ・ ご不明な点は、提出時に学童保育所支援員までお声掛けください。
- ・ 食物アレルギーのない児童は、提出不要です。

10. 子どもの体調が優れない場合について

- ◎ お子さんの体調が優れない場合は、登所を控え、休ませてください。
- ◎ 学童保育所での保育時間内に児童の体調が悪くなった場合は、保護者の方に連絡をいたしますので、早帰り・お迎え等のご対応をお願いいたします。
- ◎ **体調不良等で急きよ学校を欠席・早退する時は、必ず学童保育所へも欠席のご連絡をお願いいたします。学校から学童保育所に連絡は入りません。**

学校感染症に罹患し、学校登校不可となった場合

狛江市の公立学校の登校許可証明書に記載されている下表の感染症は、発症すると学校出席停止となり、学童保育所でもお子さんをお預かりできません。

罹患した場合は、次の登所時に、治癒が確認できる証明書の提出が必要です。
学校休業日、学校休業期間に関わらず、必ず証明書を学童保育所へご提出ください。
感染拡大防止のため、提出がない場合はお子さんをお預かりできません。
 あらかじめご了承ください。

治癒が確認できる証明書

狛江市立学校の児童	●学校の登校許可証明書(学校に提出したもののコピー)
狛江市立以外の学校の児童	●“感染症名”と“何月何日から登所可能となるか”を明記した医師の証明書(コピーでも可)

感染症名	出席停止期間
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	症状により医師が、感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他()	

11. 学童クラブ情報メールの登録について

狛江市では災害時の連絡手段の確保等を目的として、保護者の皆さまの「携帯電話」や「パソコン」にメール配信するサービスを提供しております。

つきましては、次の方法で情報メールの登録をお願いいたします。

突然の自然災害や事件等で緊急にお知らせしなければならない場合の大事なツールになりますので、必ず皆様のご登録をお願いいたします。

内容	<ul style="list-style-type: none">・ 狛江市および周辺で発生した防犯情報、防災情報・ 防犯・防災情報、警報発令に伴う、児童の保護者お迎え依頼・ その他、学童保育所等からのお知らせ
対象	狛江市の学童保育所に入所している児童の保護者。 ※ それ以外の方でも、配信を希望する場合は登録が可能です。
費用	会費や登録料はかかりません。 ただし、通信にかかる費用は自己負担となります。
配信時間	原則として、学童保育所の開所時間内に配信いたします。 ※ 情報の内容によっては、それ以外の時間帯に配信される場合があります。

学童クラブ情報メール登録にあたっての注意点

- 配信する情報は、概要のとおりです。
- 登録情報に対するお問合せにはお答えできません。
- 携帯電話のアドレスを登録される方は、hoiku@anzen-komae.jpからのメールを受信できるように設定してください。
- 送信元アドレス hoiku@anzen-komae.jp は送信専用です。届いた情報メールに返信することは出来ません。
- 携帯電話の迷惑メール設定によっては、うまく登録できない場合があります。その場合の詳しい操作方法は機種によって異なりますので、携帯電話各社にご相談ください。

学童クラブ情報メール新規登録の手順

1. 次の方法で登録サイトにアクセスしてください。

●携帯電話の場合

右にあるQRコードを読み取り登録をしていただくか、
<http://hoiku.anzen-komae.jp/komae2/entry> に
アクセスしてください。



●パソコンの場合

右のURL(<http://hoiku.anzen-komae.jp/komae2/entry>)から
アクセスしてください。

2. 表示された画面でユーザー名<2018585>、パスワード<34301111>を入力しログインボタンをクリックしてください。
3. 直接メールアドレスを入力するか、空メール送信ボタンを押し何も記入せずにメールを送信してください。件名が空欄で送信できない場合は、任意の文字を1文字入力して、送信してください。
4. 1分ほどでメールが自動返信されます。メール内にある認証URLをクリックすると、登録画面が開き、利用規約が表示されますので、よくお読みになり、同意するボタンを押してください。
5. 情報をお受け取りになりたい施設にチェックをつけて(複数選択可)、メンバー登録ボタンを押せば完了です。グループのみをチェックすると正しく配信されませんので、必ず施設を選択してください。なお、施設は後から変更することができます。

12. 大地震等が発生した場合について

【児童の避難場所について】

大地震が発生した場合、各学童保育所の最寄りの避難場所は下表のとおりとなります。入所の前に、ご家庭の皆さんで必ず確認しておいてください。

なお、市の防災関係機関の指示があった場合は、別の災害時集合場所への避難を実施することも想定されます。

学童保育所別 旗の色		・避難場所	
学童保育所	旗の色	第一次避難場所	最寄りの災害時集合場所
上和泉	赤	藤塚第一児童公園	緑野小学校の校庭
猪方※二中	白	狛江第二中学校の校庭	狛江第二中学校の校庭
松原	黄	松原学童保育所の庭	狛江第一小学校の校庭
東野川	橙	東野川学童保育所の庭	狛江第五小学校の校庭
駒井	紫	狛江第六小学校の校庭	狛江第六小学校の校庭

- ◎ 避難場所へ避難する際には、各学童保育所は目印の旗を持っていきます。各学童保育所の旗の色は、上表のとおりです。
- ◎ 警戒宣言が発令された場合、保護者の方はできるだけ早く、児童を迎えに来てください。解除されるまでは、学童保育所は臨時休所となります。

【児童がどこに避難しているかの確認方法について】

大地震が発生した場合、保護者の皆さんは自分の子どもがどこの避難所に避難しているのかを確認するために電話を使用されると思いますが、市役所及び学童保育所とも相当の混乱が予想されます。

電話が混み合い通じない事態も想定されますので、各学童保育所とも正門に避難先を掲示します。各学童保育所とも緊急時のメールを配備し、別途ご案内しておりますが、併せて次ページ以降の内容をご確認のうえ、お迎えをお願いいたします。

* 防災マップ、洪水ハザードマップについては、狛江市ホームページより、常に最新の情報をご確認ください。(狛江市防災ガイドもご活用ください。)

【避難先での児童の引き渡しについて】

園庭以外の避難場所は、混乱が予想されますので、避難先では各所、目印として旗を掲げて表示します。

日頃から家庭において災害時の家族の連絡方法、避難場所、引き取り人など、対応についてよく話し合っておいてください。

なお、避難先での児童の引き渡しは、以下の「緊急時の児童引き取り確認表」及び「引き取り人確認カード」を使用して行います。保護者の方も必ずお持ちください。

【緊急時の児童引き取り確認表について】

「緊急時の児童引き取り確認表」を配付いたします。右図のような記入例とともに渡しますので、必要事項をご記入の上、学童保育所にご提出ください。あわせて、保護者控え用の用紙もご記入ください。

【引き取り人確認カードについて】

「引き取り人確認カード」(6人分記載できる分)を配付いたします。

学童保育所名・児童氏名・引き取り人の氏名・児童との間柄をご記入いただき、緊急時に備え、引き取り人の方は常にこのカードを携帯してください。

※ 「緊急時の児童引き取り確認表」に記載される「引き取り人氏名」と、「引き取り人確認カード」の「引き取り人氏名」は、必ず全員同じ方にしていただき、どちらか片方にだけ記載された人がいないようにしてください。

※ 災害時の児童の引き渡しには、「引き取り人確認カード」が必要です。引き取り人となった方は、保護者の方も含め、必ず全員切り離れた「引き取り人確認カード」の携帯をお願いいたします。

※ 「引き取り人」に記載した方に対し、事前にカードのご説明と「引き取り人確認カード」のお渡しをお願いいたします。

※ 引き取り人の変更など、記載事項に変更があった場合は、必ず随時学童保育所へお知らせください。

<記入例>

緊急時の児童引き取り確認表 (学童提出用)

学童保育所名	児童氏名	在籍中兄弟の氏名	在籍中兄弟の氏名			
〇〇学童保育所	狼江 二郎	狼江 花子				
保護者氏名		自宅住所	自宅電話番号			
狼江 太郎		狼江市和泉本町 1-〇-〇	03-3489-〇〇〇〇			
順	引き取り人氏名	間柄	日中の名称・所在地	電話番号 携帯電話番号	最長3時間までの 所帯時間(従時)	確認
1	狼江 花美	母	〇〇株式会社 品川区北品川〇-〇-〇	03-3471-〇〇〇〇 090-1234-〇〇〇〇	200分	
2	狼江 太郎	父	〇〇銀行 港区六本木〇-〇-〇	03-30〇〇-〇〇〇〇 090-1234-〇〇〇〇	240分	
3	狼江 義男	祖父	自宅 町田市金井町〇-〇-〇	0427-〇〇-〇〇〇〇	180分	
4	多摩川 京子	母 友人	自宅 狼江市利原本町 1-〇-〇	03-3489-〇〇〇〇 090-7777-〇〇〇〇	5分	
5						
6						
備考						

※ 上表の「引き取り人氏名」と、別紙「引き取り人確認カード」の氏名は、必ず全員同じ方にしてください。また、記載された方は、切り離した「引き取り人確認カード」の携帯をお願いいたします。

※ 災害時の児童の引き渡しには、別紙「引き取り人確認カード」が必要です。保護者の方も必ずお持ちください。また、「引き取り人」に記載した方に対し、事前にその旨のご説明と、「引き取り人確認カード」の携帯をお願いいたします。

※ 引き取り人の変更など、記載事項に変更があった場合は、必ず随時学童保育所へお知らせください。

引き取り人確認カード

_____ 学童保育所

児童氏名 _____

引き取り人氏名 _____

_____ (間柄 _____)

【避難先での児童の引き渡しにかかる留意事項】

- ◎ 災害時には、児童を保護者に引き渡すまでは、支援員が責任をもって保護していますが、各ご家庭におかれましても、お早めのお迎えをお願いいたします。
- ◎ 児童の引き渡しは、担当支援員が引受人を確認した上で行います。引き取り人の確認は、「緊急時の児童引き取りカード」で確認いたします。
- ◎ 迎えにきた時は、児童を無断で連れて帰らずに、必ず担当支援員の確認を受けてください。
- ◎ 身元のはっきりしない方には、引き渡しをいたしません。保護者の方を含め、お子さんを引き取る場合は、「引取り人確認カード」をご持参ください。
- ◎ 交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れてお迎えにお越しになる場合も、最後まで児童を保護していますので、必ずお迎えにお越しください。
- ◎ 災害の状況により、171 災害伝言用ダイヤルも活用し、可能な限り、学童保育所の避難情報を発信いたします。災害伝言ダイヤルのご利用方法につきましては、NTT 東日本のホームページ等にてご確認をお願いいたします。

**分からないことがありましたら、
学童保育所支援員へお声がけください。**

